

22紀高介発第62005号
平成22年6月1日

指定居宅介護支援事業所 御中

紀の川市 高齢介護課長
(公 印 省 略)

「通院等乗降介助」の利用に係る家族同乗の取り扱いについて

標記について、訪問介護サービスのうち通院等のための乗車又は降車の介助を算定するとき、利用者の家族が同乗することができる場合について、本市においては次のとおり取り扱うこととします。

訪問介護の通院等乗降介助は利用者の家族の同乗を想定したものではなく、あくまでも訪問介護員等による乗車又は降車の介助等を必要とする利用者に対して行うものです。通院時に家族が同行する場合、その家族が乗車又は降車の介助をできるのであれば、訪問介護員による通院等乗降介助の必要性はないと考えられるからです。

ただし、本市においては、利用者の心身の状態が次のいずれかにあてはまる場合で、同乗する家族だけでは安全に乗車又は降車の介助が行えないときに限り家族の同乗を認めることとします。

1. 認知症または精神疾患があり、家族がいないと精神的に不安定になるために、輸送の安全を保つことが難しい利用者
2. 痰の吸引が必要な利用者
3. 認知症、精神疾患、失語症が原因で、病状を医師に伝えることができないために、本人だけでは通院の目的が果たせない利用者

いずれの場合でも、主治医意見書等によりその根拠となる病状が具体的に書かれている必要があります。また、家族同乗を行う場合には、同乗する家族が乗降介助を行えない具体的な理由、及び利用者の病状を居宅サービス計画に明確に記載してください。高齢者夫婦であるという理由だけであったり、同乗する家族の受診のために通院等乗降介助を算定するなど不適切な利用をすることのないよう十分留意してください。

紀の川市保健福祉部高齢介護課
Tel 0736-75-3111(代)
Fax 0736-75-5399
内線 704 西川